公　表　第　１２　号

地方自治法第２４２条第１項の規定により、＊＊　＊＊ 氏から提出された住民監査請求について監査した結果を、請求人に対し別紙のとおり通知したので、同条第５項の規定により公表します。

令和８年１０月１６日

久留米市監査委員　山　口　文　刀
久留米市監査委員　樋　口　明　男
久留米市監査委員　永　田　一　伸
久留米市監査委員　秋　永　峰　子

８監査第２７８号
令和８年１０月１６日

請求人　　＊＊　＊＊　　様

久留米市監査委員　　山　口　文　刀
久留米市監査委員　　樋　口　明　男
久留米市監査委員　　永　田　一　伸
久留米市監査委員　　秋　永　峰　子

住民監査請求に基づく監査の結果について(通知)

このことについて、令和８年８月２０日付にて提出された、地方自治法第２４２条第１項の規定による住民監査請求に基づく監査の結果について、同条第５項の規定により通知いたします。

記

監査の件名　　死亡者への課税に係る住民監査請求

監査の結果　　別紙のとおり

通知書

第１　請求の受理等

１　請求書の収受

令和８年８月２１日に、特定記録郵便にて送付された令和８年８月２０日付け「久留米市職員措置請求書」（以下「請求書」という。）が、久留米市監査委員事務局に到着し、久留米市監査委員は、同日収受した。

２　請求書の受理の決定

令和８年８月２５日　要件審査を実施し、所定の法定要件を具備していると判断できない項目について、補正を求めることを決定した。

令和８年８月２７日　補正依頼書を請求人に交付した。

令和８年９月３日　　請求人は、補正書及び補正書に係る事実を証する書類を提出した。

令和８年９月８日　　補正後の請求内容について要件審査を実施し、本件請求については、所定の法定要件を具備していると判断し、これを受理することを監査委員の協議により決定した。

３　請求人

＊＊　＊＊　　久留米市在住

第２　請求書及び事実証明書の内容

１　表題　「久留米市職員措置請求書」

（死亡者への課税に係る住民監査請求）

２　請求書の要旨

久留米市職員措置請求書

（表記の一部を整理）

１　請求の要旨

（１）　対象となる財務会計上の事実

８市総第５１０号にて情報公開した固定資産税公示送達に亡〇〇相続財産（仮）や死亡者と思われる方への賦課が確認された

（２）　その行為が違法または不当である理由

死亡者への課税は無効である

（３）　その結果、久留米市に生じている損害

違法な課税が行われている

郵送代が無駄になっている

（４）　請求する措置の内容

固定資産税の現所有者に課税する、適切な課税をすること

3　事実を証する書類として請求時に提出された文書（題目等のみ）

番号	題目等
1	令和８年８月１４日付け８市総第５１０号公文書開示決定通知書の写し
2	令和８年６月１２日付け久留米市告示第２９５号の鑑文及び名簿の一部の写し

4　補正を求めた事項等

令和８年８月２７日付けで、請求人に次のとおり補正を求めた。

（1）　対象となる行為について（地方自治法（以下「自治法」という。）で定められている財務会計上の行為のいずれに該当するのか）

（2）　対象となる職員の特定について

（3）　違法または不当である理由について

（4）　久留米市が被った損害の内容について

（5）　求める措置の内容について（自治法で求めることができると定められている措置のいずれに該当するのか）

（6）　補正を求めた事項について、事実であることを証する書面の提出

上記の事項を依頼した結果、請求人から以下のとおり補正書の提出があった。

「補正書」

（表記の一部を整理）

（1）　対象となる行為について

違法または不当に公金の賦課、徴収を怠る事実

令和８年度固定資産税の賦課

（2）　対象となる職員の特定について

久留米市長

（3）　違法または不当であるとの理由について

・地方税法で死亡者への課税は原則無効とされている

・固定資産税は１月１日に所有しているものに対して賦課するものであること（地方税法第３４２条）

・地方税法第９条により相続によって納税義務が承継するため、死亡者名義での賦課は無効

・課税客体のないものに対する賦課は無効

（4）　久留米市が被った損害の内容について

久留米市告示第２９５号で公示送達されている亡〇〇相続財産（仮）は課税客体がないため、賦課は無効

徴収できないものに対し賦課をしており、納税通知書を送付しているため、郵送代が無

駄になっている。
公示送達のリスト　××××等死亡者を思われるものに対し、賦課をしている。
本来、相続人に対し課税するべきものを、死亡者名義で課税していると思われる。
相続人に課税すれば、徴収できるものを徴収できなくしている。

（５）　求める措置の内容について
当該怠る事実を改めること
令和９年度課税からは、死亡者課税や課税客体のないものに対する賦課をやめること
相続人調査し相続人に課税、または現所有者に課税すること

事実であることを証する書類として補正書に添えて提出された文書（題目等のみ）

番号	題目等
１	令和８年６月１２日付け久留米市告示第２９５号の写し
２	・讀賣新聞オンラインの記事（令和５年２月１８日大牟田市の「死亡者課税」に関する記事）の画面のコピー ・総務省ホームページ「所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応」の画面のコピー ・都城市ホームページ「固定資産の所有者が死亡した場合、課税はどうなりますか。」の画面のコピー ・富加町滞納処分を必要とする納税義務の承継と死亡者課税に関する事務処理要領の画面のコピー

なお、補正書の提出時に監査委員事務局職員が、請求人から次の事項を口頭により確認した。
・対象となる行為については、公示送達の名簿中の「亡　○○　相続財産（仮）」及び「亡　○○　相続財産」とあるものが、相続人に課税すべき固定資産税について、違法に死亡者に課税しており、適法な賦課・徴収を怠っているので、違法または不当に公金の賦課、徴収を怠る事実に該当する。
・「（４）久留米市が被った損害の内容について」に「郵送代が無駄になっている」と記載しているが、本件請求は、郵送代の支出が「違法または不当な公金の支出」であるとする請求ではない。
・公示送達の名簿中の「亡　○○　相続財産（仮）」及び「亡　○○　相続財産」とあるものは、支払能力のない死亡者に課税しているため、徴収ができていない。相続人に課税していれば徴収できるので、「亡　○○　相続財産（仮）」及び「亡　○○　相続財産」とあるものに係る固定資産税の額が本件請求における損害である。

第３　監査の実施
１　監査の対象
（１）　請求の対象とされる財務会計行為の特定について
住民監査請求における請求の対象とされる財務会計行為は、「各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきであり、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等

を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法」とされる（最判平成２年６月５日民集第４４巻４号７１９頁)。

本件請求においては、請求の対象となるのは、事実を証する書類として提出された令和８年６月１２日付け久留米市告示第２９５号の写しにある構成員対象者の名簿(以下「公示送達名簿」という。）中の「亡　○○　相続財産（仮)」及び「亡　○○　相続財産」であると、補正書の提出時に口頭で確認した。

これにより、他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示されたと認め、請求を受理した。

（２）　請求に係る財務会計行為に関する事実について

・久留米市告示第２９５号による令和８年度固定資産税に係る公示送達において、「亡　○○　相続財産（仮）」、「亡　○○　相続財産」という、死亡者への賦課が確認された。
・本来、相続人に対し課税するべきものを、死亡者名義で課税していると思われる。
・死亡者への課税は無効である。違法な課税が行われている。
・地方税法で死亡者への課税は原則無効とされている。
・固定資産税は１月１日に所有している者に対して賦課するものである。
・地方税法第９条により相続により納税義務が承継するため、死亡者名義での賦課は無効である。
・課税客体のないものに対する賦課は無効である。
・相続人に課税すれば徴収できるものを、徴収できなくしている。

という請求の要旨に係る財務会計行為における事実関係があるかどうか。

（３）　当該財務会計行為の違法性又は不当性に関する主張について

・死亡者への課税は無効である。違法な課税が行われている。
・地方税法で死亡者への課税は原則無効とされている。
・固定資産税は１月１日に所有しているものに対して賦課するものである。
・地方税法第９条により相続により納税義務が承継するため、死亡者名義での賦課は無効である。
・課税客体のないものに対する賦課は無効
・相続人に課税すれば徴収できるものを、徴収できなくしている。

から違法又は不当であるという主張が妥当であるかどうか。

（４）　久留米市への損害に関する主張について

「相続人に課税すれば徴収できるものを、徴収できなくしている。（公示送達の名簿中の「亡○○　相続財産（仮)」及び「亡　○○　相続財産」は、支払能力のない死亡者に課税しているため、徴収ができない。相続人に課税していれば徴収できるので、その分が損害となっている。）」

という主張が妥当であるかどうか。

（５）　求める措置について

・久留米市長は、当該怠る事実（徴収ができない死亡者に課税しており、徴収できる相続人への課税を怠っている。）を改めること。
・令和９年度課税からは、死亡者課税や課税客体のないものに対する賦課はやめること
・相続人調査し相続人に課税、または現所有者に課税すること
という請求人が求める措置のうち、久留米市長に対する「当該怠る事実（徴収ができない死亡者に課税しており、徴収できる相続人への課税を怠っている。）を改めること。」との措置は妥当であるかどうか。

なお、「相続人調査し相続人に課税、または現所有者に課税すること」については、「当該怠る事実（徴収ができない死亡者に課税しており、徴収できる相続人への課税を怠っている。）を改めること」と認められる範囲において監査の対象とし、その他の措置については、自治法第２４２条第１項の規定により求めることができる措置に該当せず、不適法であるため、監査の対象としない。

２　請求人の証拠の提出及び陳述

令和８年８月２１日に請求書を収受した旨を請求人に電話連絡した際、法第２４２条第７項の規定による陳述の機会の付与について請求人に説明したところ、陳述は行わない旨の回答があった。陳述を行わないことについては、令和８年９月３日に補正書を提出する際にも再度確認したが、請求人の意向は変わらなかった。よって、陳述はなかった。

法第２４２条第７項の規定による証拠の提出の機会の付与について、令和８年９月１０日付けで請求人に通知し、提出期限は令和８年９月１４日としたが、証拠は提出されなかった。

３　関係機関の職員に対する調査等

本件措置請求に係る事実に関連がある部局である久留米市市民文化部に対し、関係書類等に係る調査を行うとともに、それらの部等の下記職員から事情等を聴取した。

〔事情等聴取対象職員〕

市民文化部　税務担当次長、資産税課長、同課課長補佐、税収納推進課長

第４　監査の結果

１　監査対象事項に係る事実等

「第３ 監査の実施　１ 監査の対象」に述べた内容に基づき事実関係の確認を行った。提出された資料や事情等の聴取によって把握した内容は、以下のとおりであった。

（１）　請求に係る財務会計行為に関する事実関係

公示送達名簿中において、「亡　○○　相続財産」とあるものが７件、「亡　○○　相続財産（仮）」とあるものが１３件、合計で２０件あった。

「亡　○○　相続財産」という表記は、相続人調査の結果、相続人不存在が確認された固定資産において、相続財産清算人が選任され、登記がされた場合に、登記名義人（所有者）として表示されるものである。

「亡　○○　相続財産（仮）」という表記は、相続人調査の結果、相続人不存在が確認された固定資産で、相続財産清算人が選任されていないものに対して、相続財産清算人が選任さ

れている固定資産と区別するために久留米市が課税システム上で用いているものである。

（２） 請求に係る財務会計行為の違法性又は不当性についての主張に関する事実関係

固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の１月１日であり（地方税法第３５９条）、賦課期日において、固定資産を所有する者に賦課される。（地方税法第３４３条第１項）

「固定資産を所有する者」とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（区分所有に係る家屋については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第２条第２項の区分所有者とする。）として登記又は登録がされている者をいい、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている地方税法第３４８条第１項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。（地方税法第３４３条第２項）

なお、賦課期日以後に所有者が死亡した場合、当該所有者への課税自体は有効であり、地方税法第９条の規定に基づき、相続人が当該年度の固定資産税について納付の義務を負うこととなる。

久留米市においては、所有者が市内在住の場合は、課税システムが住民基本台帳情報と連携をしているため、所有者が死亡したことを確認することが可能である。

２ 請求人の主張と久留米市の説明等

請求書及び補正書の内容と久留米市の説明等の概要は、以下のとおりである。

（１） 本件財務会計行為の違法性又は不当性について

請求人の主張は次のとおりであった。

・久留米市告示第２９５号による令和８年度固定資産税に係る公示送達において、「亡　○○　相続財産（仮）」、「亡　○○　相続財産」という、死亡者への賦課が確認された。
・「地方税法で死亡者への課税は原則無効とされている」、「固定資産税は１月1日に所有しているものに対して賦課するものである」、「地方税法第９条により相続により納税義務が承継する」、「課税客体のないものに対する賦課は無効」であることから、死亡者への課税は違法な課税である。
・相続人に課税すれば徴収できるものを、徴収できなくしている。

これに対し、久留米市は、次のように説明した。

公示送達名簿中にある「亡　○○　相続財産」という表記は、相続人が誰も存在しない場合に、利害関係人等が家庭裁判所に相続財産清算人を選任する請求を行い、相続財産清算人が選任され、登記がされた場合に、登記名義人（所有者）として表示されるものである。固定資産税は、所有者として登記されているものに課すものであるので、課税システム上でも登記簿等と同じ表記を用いているものである。

また、「亡　○○　相続財産（仮）」という表記は、久留米市において相続人調査を行った

結果、相続人が存在せず、相続財産清算人が選任されていないもの（申立ては行われているが、選任や登記が行われていないものを含む。）に対する課税システム上の表記である。この表記方法は久留米市独自のものではあるものの、他市でも同様の取扱いを行っており、固定資産税の事務処理としては一般的なものだと認識している。

なお、相続財産清算人が選任されていない相続財産法人に係る固定資産税の取扱いについて、久留米市では、相続財産清算人が選任されている相続財産法人に準じるという運用を行っていることから、公示送達を行っているものである。

公示送達名簿中にある「亡　○○　相続財産（仮）」及び「亡　○○　相続財産」との表記は、いずれも、請求人が主張する「相続人に課税すれば徴収できるものを、徴収できなくしている」というようなものではない。

（２）　本件財務会計行為による損害に関する主張について

請求人の主張は次のとおりであった。

・久留米市告示第２９５号による令和８年度固定資産税に係る公示送達において、「亡　○○　相続財産（仮）」、「亡　○○　相続財産」という、死亡者への賦課が確認された。

・「亡　○○　相続財産（仮）」、「亡　○○　相続財産」と表記されているものについて、「死亡者への賦課を行っており、相続人に課税すれば徴収できるものを、徴収できなくしている。」として、相続人に課税していれば徴収できるので、その分が損害となっている。

これに対し、久留米市は、次のように説明した。

「亡　○○　相続財産（仮）」や「亡　○○　相続財産」との表記が意味するところは、２の（１）で説明したとおりである。いずれも、請求人が主張する「相続人に課税していれば徴収できる」という状態にはなく、請求人が主張する損害は生じていない。

３ 判断

監査対象とした事項についての判断を以下に述べる。

請求人は、「久留米市告示第２９５号による令和８年度固定資産税に係る公示送達において、「亡　○○　相続財産（仮）」、「亡　○○　相続財産」という、死亡者への賦課が確認された。」と主張する。

なお、請求人は「課税客体のないものに対する賦課は無効である」とも主張しているが、固定資産税の課税客体は固定資産である（地方税法第３４２条第１項）。請求書及び補正書の内容や、固定資産が存在しない旨を証する書類の提出もないことを鑑みるに、当該主張における「課税客体のないもの」とは「固定資産がないもの」ではなく、「死亡者」を意味していると考えることが相当であると判断した。

このことを踏まえ、請求人の主張をまとめると、「久留米市告示第２９５号による令和８年度固定資産税に係る公示送達の名簿において、構成員名が「亡　○○　相続財産（仮）」及び「亡　○○　相続財産」と表記されている合計２０件の案件は、違法な死亡者への課税であり、相続人に課税すれば徴収できるものを、徴収できなくしているから公金の賦課、徴収を怠っている」となる。

一般に、相続人があることが明らかでない相続財産は、相続財産法人となる（民法第９５１

条)。その後、利害関係人等が家庭裁判所に申立てを行い、相続財産清算人が選任され、登記がされた場合、登記名義人（所有者）として「亡　○○　相続財産」と表記される。

よって、公示送達名簿中の「亡　○○　相続財産」という表記は、登記名義人（所有者）を示すものである。地方税法では登記に所有者と表記されている者に固定資産税を課すると規定されていることから、「亡　○○　相続財産」と表記されているものに対する課税は、地方税法の規定に則った取扱いである。

また、公示送達名簿中の「亡　○○　相続財産（仮)」との表記は、相続財産清算人が選任されていない相続財産法人に対して、久留米市が課税システム上で用いているものである。

以上のとおり、公示送達名簿における「亡　○○　相続財産（仮）」及び「亡　○○相続財産」との表記がなされているものは、請求人が主張するような死亡者への課税には当たらない。

4 結論

上記のとおり、本件住民監査請求において、対象となる事項について監査を行ったが、公示送達された構成員通知書対象者において「亡　○○　相続財産（仮）」及び「亡　○○　相続財産」と表記されているものは死亡者に対する違法な課税であるとする請求人の主張には理由がないので、その余の事項を判断するまでもなく、本件請求を棄却する。